

## 宗教上の理由による輸血拒否に対する方針

当センターは、急性期の大学附属病院であり、治療をお受けになる患者さんは皆さん輸血が必要になる可能性があります。当センターにおいては、平成19年8月30日に自治医科大学生命倫理委員会で定められました「宗教的理由による輸血拒否に対する方針」および平成20年2月28日に宗教的輸血拒否に関する合同委員会報告で示された「宗教的輸血拒否に関するガイドライン」を遵守し、平成27年11月より以下のように定めましたので、ご了承ください。

### 基本方針

- 1 患者の宗教的信念を尊重し、輸血の意味や意義について十分説明し、同意を得るよう努めます。しかし原則として、輸血を必要とする治療が行われる可能性がある場合、宗教上の理由を元に輸血を拒否される患者さんの診療および治療は行わず、転院を勧告します。輸血拒否のお申し出をいただいてもご協力できません。（絶対的無輸血の拒否）
- 2 すべての手術や出血する可能性のある検査及び治療では輸血を行う可能性があり、輸血しなければ生命の維持が困難な場合は輸血を行います。（相対的無輸血の方針）
- 3 15歳未満の子供で、宗教的理由により両親が子供に対する輸血を拒否した場合、ただちに救命目的の輸血が必要な状態では、同意が得られない場合でも輸血を行うことがあります。その際には「親権停止（制度）」を求めて家庭裁判所、児童相談所に申し立てを行う場合があります。15歳以上18歳未満の場合、親権者、当事者とともに輸血拒否の場合、1.に準じます。親権者が輸血拒否しても、当事者が輸血希望の場合、当事者が輸血同意書に記載の上、行います。親権者が輸血を希望するが、当事者が拒否する場合は、2.に準じます。
- 4 救急などでただちに救命目的の輸血が必要な状態の患者さんで、家族（1親等の親族）の同伴がなく家族からの同意が得られない場合、本人が意識障害などで同意が得られない場合でも輸血を行うことがあります。
- 5 輸血を行う必要がない治療及び検査に関しては、すべての患者さんに対して最善を尽くした医療を提供します。
- 6 輸血を行う場合、患者さん本人及びご家族に対し十分に説明し、輸血同意書を取得するように最大限努力を致します。なお、患者さん及びご家族との話し合いの内容や診療状況等の記録は、すべて診療録に記録致します。
- 7 輸血拒否をする患者さん、またはそのご家族（1親等の親族）より免責証明書・絶対的無輸血に関する同意書等は受理・署名致しません。

- ・ 絶対的無輸血：たとえいかなる事態になっても輸血しない。
- ・ 相対的無輸血：できる限り無輸血治療に努力するが、輸血以外に救命手段がない事態に至った時には輸血する

2025年9月

執筆担当：総務課（医師人事労務係）